

18. 地域医療振興協会健康保険組合 健康診査等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、組合同約第54条に基づき保健事業の一環として行う健康診査の補助金に関する事項について定める。地域医療振興協会健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及び被扶養者が健康診査（以下「健診」という。）を受けた場合に、組合が、その費用の一部又は全部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、疾病の予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査(以下「特定健診」という。)の実施方法、費用負担方法等については、この規程のほか、別に定める「特定健康診査等実施計画」によるものとする。

(健診の範囲)

第2条 組合が補助する健診の種類は生活習慣病予防健診とする。

(受診対象者)

第3条 受診対象者は、受診日において組合の被保険者又は被扶養者の資格を有し、次の各号に定める要件を満たしていること。

(1) 受診日の属する年度内に満35歳以上75歳未満の年齢であること。ただし、子宮がん検査については、35歳未満においても受診日の属する年度に偶数年齢となる場合においては、当該項目についてのみ対象とする。

(2) 前号の他、付加検査及び任意検査については、別表に定める年齢に該当すること。

(受診期間)

第4条 受診期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(検査項目)

第5条 検査項目は、別表に定めるものとする。

(受診機関及び受診回数)

第6条 受診機関は、被保険者（任意継続加入者を除く。）については、被保険者が所属する公益社団法人地域医療振興協会が管理運営する施設（以下「JADECOM施設」という。）、又は事業主が指定する健診機関とし、原則として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57

号)第66条に基づく健康診断(以下「定期健康診断」という。)に併せて同一年度内に一回のみ受診できるものとする。

- 2 前項において、産前産後休業期間中又は育児休業期間中のため、被保険者が定期健康診断を受けることができない場合には、J A D E C O M施設又はそれ以外の健診機関とし、同一年度内に一回のみ受診できるものとする。
- 3 被扶養者及び任意継続加入者については、組合が契約を結んでいる健診機関(けんぽ共同健診に参加する健診機関及び当該健診機関が実施する巡回健診を含む。)とし、同一年度内に一回のみ受診できるものとする。
- 4 生活習慣病予防健診と特定健診を重複して受診することはできない。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、同一年度内に受診者一人について別表に定める額とする。ただし、前条第2項において、受診者が個別に受診し健診費用を負担している場合においては、別表に定める額を限度として、実費相当額を補助する。

- 2 地方自治体又は他の保険者等が実施、又は費用補助した検査に対しては補助は行わない。

(代理受領)

第8条 各事業所にて実施する健診においては、受診者の負担を軽減した限度において補助金の受給権は事業主が取得するものとする。

(申請手続き)

第9条 補助金の支給申請は、事業主が取り纏め、別に定める申請書に次の書類を添付の上、組合に提出するものとする。

(1) 健診結果。なお、組合への提出方法については別に定める。

(2) 第6条第2項の場合においては、支払領収書(原本)

- 2 前項により組合が取得する健診結果は、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための事業に利用することができるものとする。
- 3 申請は、原則として毎年度3月末日までとする。

(支給手続き)

第10条 組合は、前条の申請に基づき、申請者に対して第7条に定める補助金を支払う。

- 2 なお、第7条第1項ただし書きに係る補助金がある場合においては、事業主は、組合から前項の補助金を受領後、該当の受診者(受診者が被扶養者の場合は、当該被扶養者を扶養する被保険者とする。)に対して当該補助額を支払うものとする。

第10条の2 組合が健診機関と契約を結んだ場合には、第9条及び第10条の規定にかかわらず、契約の定めに従い、被保険者、被扶養者又は任意継続加入者に支払うべき補助金を健診機関に支払うものとする。

- 2 前項をけんぽ共同健診に適用する場合には、「健診機関」を「事務代行機関」と読み替えるものとする。

(制限)

第11条 健診を受診するに当たり不正の事実があったときは、健診費用の全額を不正利用者に負担させるものとする。

(規程の変更)

第12条 この規程及び別表の変更は、組合会において決定する。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。

- 2 令和2年度においては、胃部検査について、平成28年度から令和元年度までの期間において上部消化管X線、内視鏡又はABC検査のいずれの検査も受けなかった者は、上部消化管X線及び内視鏡の検査に代えて、ABC検査を受けることができる。この場合の補助額は、4,300円（内税方式）とする。

附 則

この規程は、令和２年４月７日から施行する。ただし、令和２年３月３１日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和３年３月３１日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。
- 2 令和３年度においては、胃部検査について、平成２８年度から令和２年度までの期間において上部消化管Ｘ線、内視鏡又はＡＢＣ検査のいずれの検査も受けなかった者は、上部消化管Ｘ線及び内視鏡の検査に代えて、ＡＢＣ検査を受けることができる。この場合の補助額は、４，３００円（内税方式）とする。

附 則

- 1 この規程は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。
- 2 令和４年度においては、胃部検査について、平成２８年度から令和３年度までの期間において上部消化管Ｘ線、内視鏡又はＡＢＣ検査のいずれの検査も受けなかった者は、上部消化管Ｘ線及び内視鏡の検査に代えて、ＡＢＣ検査を受けることができる。この場合の補助額は、４，３００円（内税方式）とする。

附 則

- 1 この規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年３月３１日までに実施された健康診査についての補助金は、なお従前の例による。
- 2 令和５年度においては、胃部検査について、平成２８年度から令和４年度までの期間において上部消化管Ｘ線、内視鏡又はＡＢＣ検査のいずれの検査も受けなかった者は、上部消化管Ｘ線及び内視鏡の検査に代えて、ＡＢＣ検査を受けることができる。この場合の補助額は、４，３００円（内税方式）とする。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日までに実施された健康診査についての補助金は、従前の例による。

生活習慣病予防健診における検査項目等

※補助額は消費税を含む（内税方式）

A 基本検査（35歳以上75歳未満）		
分類	検査内容	補助額
診察	問診：喫煙歴、服薬歴等 身体計測：身長、体重、BMI、腹囲（実測） 理学的検査：胸部聴診、腹部触診 血圧測定（坐位）	被保険者 3,000円 被扶養者及び任意継続加入者 13,800円
視力	左・右	
聴力	左・右（オーディオメーター(1000Hz/4000 Hz)）	
生化学	脂 質：総コレステロール、空腹時中性脂肪 （注1）、HDL-コレステロール、LDL- コレステロール(注2) 肝機能：GOT(AST)、GPT(ALT)、γ-GTP(γ-GT)、 ALP 腎機能：血清クレアチニン、血清尿酸 血 糖：空腹時血糖(注3)、ヘモグロビン A1c	
血液	ヘマトクリット、血色素測定、赤血球数、白血球数、MCV、MCH、MCHC	
尿	尿糖、尿蛋白、尿潜血、尿ウロビリノゲン	
便潜血	免疫便潜血反応（2日法）	
心電図	12誘導	
胸部X線	直接撮影	
（注1） やむを得ない場合には随時中性脂肪（食後10時間未満（食事開始時から3.5時間未満を除く）により脂質検査を行うことを可とする。 （注2） 中性脂肪が400mg/dl 以上や食後採血の場合、LDL コレステロールの代わりに non HDL コレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。 （注3） 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合は、ヘモグロビン A 1 c を測定すること。なお、やむを得ず空腹時血糖		

以外においてヘモグロビンA1cを測定しない場合は、食直後（食事開始後3．5時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

（注4） 上記検査のうち、次に掲げる検査項目を実施しなかった場合は、当該検査の補助額をそれぞれ減じた額とする。

検査内容	減じる補助額
総コレステロール	200円
ALP	200円
血清クレアチニン	200円
血清尿酸	200円
免疫便潜血反応（2日とも未実施の場合のみ）	1,200円

B 胃部検査（基本検査に付随して①から③のいずれかを実施）

分類	検査内容	対象者	補助額
①上部消化管X線	直接撮影	希望者	8,500円
②上部消化管内視鏡	胃・十二指腸ファイバースコピー	希望者	12,800円
③ABC検査	血清ピロリIgG抗体＋血清ペプシノゲン	35歳以上の被保険者（任意継続加入者を除く。）で平成28年度から当該検査を受ける前年度までの期間において、本規程に定める胃部検査のいずれについても受けていない者のうちの希望者	4,300円

C 付加検査

分類	検査内容	対象者	補助額
生化学	総蛋白、アルブミン、総ビ	40歳及び50歳の希望	8,900円

	リルビン、血清アミラーゼ、LDH	者	
血液	末梢血液像、血小板数		
尿	尿沈渣		
肺機能	1 秒率、1 秒量、%肺活量		
超音波	断層撮影法（腹部）		
眼底	眼底カメラ	40 歳以上で医師が必要と認めたもの	700 円

D 任意検査			
分類	検査内容	対象者	補助額
子宮頸がん	子宮頸部細胞診	35 歳未満の偶数年齢及び 35 歳以上の偶数・奇数年齢の希望者 いずれも単独受診可	3,700 円
乳がん	マンモグラフィ	40 歳以上偶数年齢の希望者	6,100 円
前立腺がん	PSA（前立腺特異抗原）	55 歳以上男性の希望者	3,100 円